

インフルワクチン助成開始

後期高齢組合員も対象

外来の高額療養費も現物給付化

70歳未満で外来で高額の一部負担金を支払っている人は、平成24年4月からは外来診療でも、同じ医療機関で1ヵ月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合、これまでのように事後に高額療養費を申請しなくても、高額療養費に該当する部分を国保組合などの保険者から医療機関に直接支給することで窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化が導入される。

来年度から実施

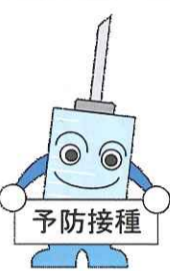
現在でも70歳以上の前期高齢者と70歳未満の被保険者の入院については、高額療養費の現物給付化が行われているが、70歳未満の外来診療については、同一人が1ヵ月に、同じ医療機関（入院、外来）に支払う自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分は事

今年度から、これまで要望があったインフルエンザ予防接種の補助事業が開始されました。

- ・接種日において資格のある後期高齢組合員を含む組合員とその家族が対象です。
 - ・インフルエンザ予防接種の種類は流行性、季節性を問いません。
 - ・一人あたり、年度内一回に限り3千円を限度に、負担した実費を補助します。
- ただし接種者が小学生以下で、2回接種を受けた場合に、2回分を同時申請すれば4千円まで補助します。

予防接種は健康保険が適用されないため、接種費用は医療機関によって高いところでは6000円以上かかるものまであり、当組合の補助だけではまだかなりの負担となります。が、自治体によっては、児童や高齢者など一定の条件のもとで、一定の負担で予防接種が受けられる制度を実施しているところがあります。

受けられる条件や金額などは自治体によってさまざまですが、お近くの地域の医療機関などに問い合わせることを利用したうえで



補助金の申請はインフルエンザ予防接種補助金申請書・領収書の原本（受診者の氏名、金額、接種日、医療機関名、予防接種であることがわかるもの）を添えて所属支部へ提出してください。

年1回3千円まで
小学生以下の2回接種法では4千円まで



建設職能会館内
国保組合事務局
TEL 3260-6441
FAX 3260-7534

◆被保険者数 (10月末現在)

組合員	4,089人
家族	5,567人
計	9,656人

職能国保の組合員の条件とは
①東京都内の事業所において、建設事業に従事する者で東京都ほか5県に住所があること
②を規約で規定し、このほか
③法人または従業員5人以上の個人事業所は協会けんぽの適用除外承認を受けることが法令で決められており、これらに違反していないことが必要です。

資格調査にご協力ありがとうございました

建設関係の某国保組合が資格の不正確な組合員を多数加入させていたことが発覚し、厚労省から80億を超える補助金の返還と業務改善命令を受けた問題で波紋が広がっている。

厚労省は今後全ての国保組合で資格の再点検が必要だとしていることから、職能国保でも資格が適正であることを証明するため組合員資格調査を実施しました。

後申請して、支給されています。医療費の自己負担限度額は、70歳以上の前期高齢者の場合は前期課税標準額により、また70歳未満の場合は世帯全員の年間所得の合計額により複数の区分がある。

これらの区分を医療機関が把握できるように、70歳以上の前期高齢者には毎年「高齢受給者証」を、70歳未満

医療費の無駄使いはありませんか

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとするまえに平日の時間内に受診することができないものか、もう一度考えてみましょう。
- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- ・同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今の治療に不安があるときは、医師と話し合ってみましょう。
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。自己判断で飲まなかったり、飲み忘れに注意しましょう。

日本の医療保険制度はこのままでは崩壊してしまうといわれています。限られた財源の中で、医療費の節減と保険料負担を増やさないためにも上手に受診しましょう。

こんなときは速やかに協会けんぽに適用除外の申請をお願いします

- ◇事業所が個人から法人になったとき
 - ◇個人事業所で、従業員が常時5人以上となったとき
 - ◇法人事業所が新たに従業員を雇ったとき
- 既に法人である事業所や5人以上の従業員のいる個人事業所は、新たに国保組合への加入は認められておらず、協会けんぽへ加入することになっています。
- ただし既に職能国保に加入している組合員や5人未満の個人事業所が新たに法人を設立したり、又は従業員が5人以上になった場合には、国保組合の加入証明を受けて、すみやかに厚生年金への加入と健保の適用除外承認を受ければ、引き続き職能国保に加入が認められています。
- またすでに適用除外の承認を受けている事業所が新たに従業員を雇った場合は、その方が適用除外承認を受ければ加入することができます。
- これらの手続きを怠ったまま国保組合に加入している事業所または個人は、事実があった日（最長2年間）さかのぼって資格を取り消し、協会けんぽに加入していただくことになりますので注意してください。
- 変更があったときは忘れずに速やかに手続きをお願いいたします。

健康家庭245世帯を表彰

昨年度1年間1回も保険証を使わなかった154世帯と、同じく3年の91世帯にそれぞれ1万円と2万円のギフトカードを贈りました。

連続表彰記録は2世帯が20年連続でした。

健康家庭245世帯を表彰

昨年度1年間1回も保険証を使わなかった154世帯と、同じく3年の91世帯にそれぞれ1万円と2万円のギフトカードを贈りました。

連続表彰記録は2世帯が20年連続でした。

厚労大臣表彰に 宮崎氏

平成23年度国民健康保険関係者厚生労働大臣表彰の表彰式が去る10月11日厚生労働省講堂で行われ、国保組合の宮崎事務局長が表彰を受けた。

宮崎氏は昭和49年に入局以来主に総務畑を歩み、補助金申請や事務処理のコンピュータ化などで事業に貢献した。

- 代々木建設組合 吉田 昭二
- 東京造園業組合 渡辺 真史
- 小岩建築協同組合 川上 廣男
- 東調布建設組合 植松 勝己
- 城南建設組合 南波 行雄
- 田無保谷建設組合 代表者 下田 均
- 江東板金組合 谷田川良一
- 一般社団法人 西部建設厚生協会 植島 清春
- 練馬建設事業組合 黒田 國男
- 京浜工業塗装協同組合 石井庄四郎
- 東京都管工業協同組合 柳田 孝光
- 世田谷中小建設業協会 代表者 安東 久子
- 首都圏建築組合 黒川 修